

川崎市市民オンブズマンの勤務日数等 に関する要綱細則

〔平成15年3月28日決裁〕
14川才事第260号

1 趣旨

川崎市市民オンブズマンの勤務日、勤務時間等に関する要綱第2条の規定に基づき、市民オンブズマンの勤務日数等について細目を定めるものとする。

2 勤務日

- (1) 原則、週2日は、市民オンブズマン事務局事務室（以下「事務室」という。）において苦情申立てへの対応、苦情申立て及び発意に基づく事案の処理、市民オンブズマン会議その他の業務を行うものとする。
- (2) 週1日は、事務室その他において苦情申立て及び発意に基づく事案の調査・検討、関係機関等との会議その他の業務を行うものとする。

3 勤務日の割振り等

勤務日は、勤務の必要等に応じて、市民オンブズマンと事務局との調整の上、決定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。